

<p>⑤ 第三者評価は、1回受審すれば、その有効期間は何年か。毎年受審する必要があるのか。</p> <p>(地域に開かれた事業関係)</p> <p>⑥ 地域に開かれた事業として研修生や介護相談員の受入れ、地域との積極的交流等が挙げられているが、具体的な判断基準如何。</p> <p>(地域貢献事業関係)</p> <p>⑦ 地域への貢献、先駆的事业への取組みを評価基準としているが、具体的な判断基準如何</p>	<p>公表し、サービスの向上に努めていることを持って判断されたい。</p> <p>⑤ 受審頻度については特に定めないが、サービスの向上に努めるため、評価結果を受けて改善に取り組み、再度評価を受けるということから、2年1回程度が望ましいと考える。</p> <p>(地域に開かれた事業関係)</p> <p>⑥ 以下のアに加え、イが行われていることを指す。 ア 養成校の研修生又は介護相談員の受入れについて、毎年度行われていること。 なお、養成校の研修生の受入れについては、基本姿勢が明示され、受入れ体制が整備されていることや効果的なプログラムを用意しているなど育成について積極的に取り組んでいることに着目して判断されたい。 イ ボランティア受入れ、施設内あるいは地域行事の機会を通じ、地域の福祉関係者や市民団体等との積極的な交流が行われていること なお、これらについては、ボランティアの受入れについて基本姿勢が明示され、受入れ体制が整備されていること、利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけや施設等の機能を地域に開放する取組を積極的に行っていること等に着目して判断されたい。</p> <p>(地域貢献事業関係)</p> <p>⑦ 社会福祉法人の地域社会への貢献に向けた取組みについては、全国経営者協議会が地域貢献活動事例集をまとめており、これを参考として、法人が、制度外の地域のニーズを把握し、公益的な事業・活動が実施されていること等に着目して判断されたい。</p>
<p>Ⅳ 「2 指導監査の実施等(5)」</p> <p>法人に問題が生じた場合又はそのおそれがある場合の随時指導監査とは「一般監査」か「特別監査」か、又は双方か</p>	<p>(回答)</p> <p>「一般監査」と「特別監査」の双方を指す。</p>
<p>Ⅴ 「2 指導監査の実施等(7)」</p>	<p>(回答)</p>

特別監査について、何をもって重大な問題とすべきか基準を示されたい。

重大な問題とは、以下のようなもの（いわゆる不祥事）を想定している。

- ・ 放漫経営の結果、事業継続が困難となる場合
- ・ 国庫補助金等の水増し請求
- ・ 不正経理、横領
- ・ 暴力、虐待、セクハラ等、利用者の生命・身体・精神に関わる問題等

#### VI その他「指導監査事項の整理」

① 役員等の選任関係書類は、適正な選任手続きが行われているか確認するために必要なので、書類の整備は必要ではないか。

(回答)

① 法人監査においては、役員等の選任手続きが適切に行われているかどうかを確認することが重要であり、選任関係書類の整備は社会福祉法人が当然行うべきものとの考え方から、書類整備は指導監査事項から削除することとし、どのような書類整備が必要かは備考欄に残すこととしている。従って、①議事録、②就任承諾書、③履歴書、④委嘱状の整備自体は選任手続きの適正性を証するものとして必要である旨指導することは問題ないが、単に一部の書類不備を指摘する必要はないと考える。

② 施設利用者から預かっている金銭の管理に関しては、利用者処遇面が強いことから、法人監査から削除し、施設監査で実施すべきではないか。

② 不祥事防止の観点から、法人の指導監査事項からの削除は適当でないと考えているが、施設で行うことを妨げる趣旨ではない。

③ 消防法、他法の検査との重複について、それらの監査が包括的かつ定期的に行われていない実態があることから、指導監査項目の重複は必要と考える。

③ 法人の指導監査において、消防法、他法の検査と重複している事項については、施設監査とも重複しており、本来、他法による検査については、それぞれ法令に基づいて適正に実施されるべきものであることから、指導監査事項から削除したものである。

○「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日  
 雇児発488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）  
 【 新 旧 対 照 表 】

改正（案）	現行
<p>雇児発第488号                      社援発第1275号                      老発第274号                      平成13年7月23日</p>	<p>雇児発第488号                      社援発第1275号                      老発第274号                      平成13年7月23日</p>
<p>各 都道府県知事 殿                      指定都市市長                      中核市市長</p>	<p>各 都道府県知事 殿                      指定都市市長                      中核市市長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局長</p>
<p>厚生労働省老健局長</p>	<p>厚生労働省老健局長</p>
<p>社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について</p>	<p>社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について</p>
<p>社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以</p>	<p>社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以</p>

下「施設」という。)に対する指導監督については、厚生省内に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において、法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成9年3月28日社援企第68号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。)により改善策等をお示ししてきたところであります。

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等関係通知の改正等を踏まえ、旧通知を廃止し、新たに下記のとおり定めることといたしましたので、当該通知を踏まえ、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、2、4及び5(3)～(5)を除き地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

#### 記

##### 1 法人認可に係る審査について

- (1) 法人の認可申請の審査に当たっては、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福

下「施設」という。)に対する指導監督については、厚生省内に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において、法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成9年3月28日社援企第68号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。)により改善策等をお示ししてきたところであります。

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等関係通知の改正等を踏まえ、旧通知を廃止し、新たに下記のとおり定めることといたしましたので、当該通知を踏まえ、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、2、4及び5(3)～(5)を除き地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

#### 記

##### 1 法人認可に係る審査について

- (1) 法人の認可申請の審査に当たっては、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福

祉局長、児童家庭局長連名通知)等に基づき、特に資金計画、理事会の構成等について厳格な審査を行われたいこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立しようとする場合には、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等につき、十分な審査を行われたいこと。

- (2) 法人の審査に当たっては、施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず、施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよう留意されたいこと。このため、施設整備担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置するなど、内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により、的確な審査を行われたいこと。

なお、施設整備に係る国庫補助協議（厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金に係る協議を含む。以下同じ。）に当たっては、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

- (3) 国庫補助金（厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金を含む。以下同じ。）及び（独）福祉医療機構の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該国庫補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行われたいこと。

このため、従来、（独）福祉医療機構の融資については国庫補助金内示後に融資申込を受け付け、審査を実施していたが、今後は、法人を新設して施設整備を行うものであって、毎年1月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県等（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）の意見書を添えて機構融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県等における法人の認可及び国における補助事業の決定との連携を図ることとしていること。この並行審査の実効を期すため、国庫補助協議を行うことが確実に見込まれる案件については、前年の10月以降順次融資申込を行うこと（この場合、

祉局長、児童家庭局長連名通知)等に基づき、特に資金計画、理事会の構成等について厳格な審査を行われたいこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立しようとする場合には、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等につき、十分な審査を行われたいこと。

- (2) 法人の審査に当たっては、施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず、施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよう留意されたいこと。このため、施設整備担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置するなど、内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により、的確な審査を行われたいこと。

なお、施設整備に係る国庫補助協議に当たっては、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

- (3) 国庫補助金及び社会福祉・医療事業団の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行われたいこと。

このため、従来、社会福祉・医療事業団の融資については、国庫補助内示後に融資申込を受け付け、審査を実施していたが、今後は、法人を新設して施設整備を行うものであって、毎年1月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県市の意見書を添えて事業団融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県市における法人の認可及び国における補助事業の決定との連携を図ることとしていること。この並行審査の実効を期すため、国庫補助協議を行うことが確実に見込まれる案件については、前年の10月以降順次融資申込を行うこと（この場合、意見書の提出は1月末日までに行うこと）。

意見書の提出は1月末日までに行うこと)。

なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金の対象施設のうち、法人を新設して施設整備を行うものについては、都道府県等において、(独)福祉医療機構及び市区町村(市区町村の整備計画に基づく交付金の場合に限る。以下同じ。)と連携を図ること。

- (4) (1)～(3)については、民間公益補助事業による施設整備についても、原則として同様の取扱いとすることが適当であること。

## 2 施設整備に係る審査等について

- (1) 施設整備に係る国庫補助協議に際しては、毎年国が示す協議基準にのっとり、十分な審査を経て行われたいこと。
- (2) 国庫補助協議の対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性等について、施設整備の担当課や部局のみの審査によらず、関係他課、他部局の参加、地方社会福祉審議会の活用等合議制による審査を実施されたいこと。

なお、国庫補助協議については、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

- (3) 協議対象施設の選定が偏っていないか、既存の施設に比べ新設の法人が不当に有利な扱いになっていないか、行政関係者が関わっている施設が優先されているのではないかな等の疑惑を招くことがないよう、適正かつ公平な審査の実施に努められたいこと。
- (4) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県及び市区町村において、設置主体の名称及び事業計画(施設名称、施設種別、定員、工事区分)の公表を行われたいこと。

また、新たに法人を設立して整備する施設については、設立準備委員会の名称に加え、役員就任予定者も公表すること。また、設置主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の名称も公表すること。

- (4) (1)～(3)については、民間公益補助事業による施設整備についても、原則として同様の取扱いとすることが適当であること。

## 2 施設整備に係る審査等について

- (1) 施設整備に係る国庫補助協議に際しては、毎年国が示す協議基準にのっとり、十分な審査を経て行われたいこと。
- (2) 国庫補助協議の対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性等について、施設整備の担当課や部局のみの審査によらず、関係他課、他部局の参加、地方社会福祉審議会の活用等合議制による審査を実施されたいこと。

なお、国庫補助協議については、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

- (3) 協議対象施設の選定が偏っていないか、既存の施設に比べ新設の法人が不当に有利な扱いになっていないか、行政関係者が関わっている施設が優先されているのではないかな等の疑惑を招くことがないよう、適正かつ公平な審査の実施に努められたいこと。
- (4) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において、設置主体の名称及び事業計画(施設名称、施設種別、定員、工事区分)の公表を行われたいこと。

また、新たに法人を設立して整備する施設については、設立準備委員会の名称に加え、役員就任予定者も公表すること。また、設置主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の名称も公表すること。

(5) (1)～(4)については、民間公益補助事業による施設整備についても同様の取扱いとすることが適当であること。

### 3 法人に対する指導監督の徹底について

(1) 指導監査は、施設又は事業（以下「施設等」という。）の指導監査と並行して実施するよう努められたいこと。

また、施設整備中の法人についても、指導監査の実施に努められたいこと。

(2) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、その実施方法は、「社会福祉法人の指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）によること。

なお、当該年度における指導監査の実施計画については、年度当初に策定するものとし、少なくとも対象法人、重点事項、実施時期及び具体的方法について明らかにすること。

(3) 指導監査の所管が複数の課にまたがる場合は、総合調整部門を設け、統一された方針の下に指導監査を実施されたいこと。

(4) 指導監査担当職員の確保及び当該職員の研修の充実等人的体制の強化について格別の配慮をされたいこと。

(5) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。

特に、「現況報告書」に添付される財務諸表については、

(5) (1)～(4)については、民間公益補助事業による施設整備についても同様の取扱いとすることが適当であること。

### 3 法人に対する指導監督の徹底について

(1) 法人監査は、施設又は事業（以下「施設等」という。）の監査と極力並行して実施されたいこと。また、施設整備中の法人についても、法人監査の実施に努められたいこと。

(2) 法人監査は、一般監査と特別監査とすること。このうち一般監査は、運営に問題のない法人については実地監査を2年に1回としても差し支えないこと。ただし、実地監査を行わない年にあっては書面による監査を行うこと。

なお、法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づく所轄庁の判断として、特に運営に問題が認められないときは、当該外部監査を少なくとも2年に1回行うこととされている実地監査とみなして差し支えないこと。ただし、その場合であっても、当該取扱いが続けて行われることのないようにすべきであること。

また、特別監査は、問題を有する法人を対象に随時実施するものとする。

なお、当該年度における法人監査の実施計画については、年度当初に策定するものとし、少なくとも監査対象法人、重点事項、実施時期及び具体的方法について明らかにすること。

(3) 法人監査の所管が複数の課にまたがる場合は、総合調整部門を設け、統一された方針の下に指導監査を実施されたいこと。

(4) 監査担当職員の確保及び当該職員の研修の充実等人的体制の強化について格別の配慮をされたいこと。

(5) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。

特に、「現況報告書」に添付される財務諸表については、

各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。

- (6) 一般監査の結果是正改善を必要とする場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。

なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、速やかに特別監査を実施し、当省（地方厚生局を含む。）との連絡を密にし、迅速に善後策を講じられたいこと。

- (7) 指導監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。

ア 利用者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、措置権者等の協力を得て、新規入所の停止又は利用者の他の施設への措置替え等を行うこと。

イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。

ただし、遡及適用は行わないこと。

ウ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）及び「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日雇児発第299号厚生省児童家庭局長通知）による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。

- (8) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、(7)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合

各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。

- (6) 法人監査の結果是正改善を必要とする場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。

なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、速やかに特別監査を実施し、当省（地方厚生局を含む。）との連絡を密にし、迅速に善後策を講じられたいこと。

- (7) 法人監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。

ア 利用者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、措置権者等の協力を得て、新規入所の停止又は利用者の他の施設への措置替え等を行うこと。

イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。

ただし、遡及適用は行わないこと。

ウ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。

- (8) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、(7)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合

によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。

- (9) 法人の理事長等に対する研修会等の機会をも積極的に活用して、指導の強化を図られたいこと。

#### 4 施設等に対する指導監督の徹底について

- (1) 施設等の指導監査は、適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経営面、施設設備等事業運営の全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる経理の指導監査や形式的な指示指摘にとどまる指導監査であってはならないものであること。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、特殊事情等をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図ることに意を用いること。

- (2) 道府県所管法人が指定都市又は中核市において施設等を経営している場合における施設等の指導監査にあつては、法人の指導監査を行う道府県と十分連携を行い実施すること。

なお、厚生労働省所管法人の場合においても同様に十分連携を行われたい。

- (3) 指導監査を行う施設等が衛生部（局）等の他部（局）の監督下にある場合には、当該部（局）との緊密な連携の保持に配慮されたいこと。
- (4) 3 (3)～(4)、及び(6)～(8)については、施設等の指導監査についても同様の取扱いとされたいこと。

#### 5 指導監督上の留意事項について

- (1) 法人の役員等  
ア 法人の理事会はその運営の適否を左右する最も重要な

によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。

- (9) 法人の理事長等に対する研修会等の機会をも積極的に活用して、指導の強化を図られたいこと。

#### 4 施設等に対する指導監督の徹底について

- (1) 施設等監査は、適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経営面、施設設備等事業運営の全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる経理監査や形式的な指示指摘にとどまる監査であつてはならないものであること。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、特殊事情等をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図ることに意を用いること。

- (2) 道府県所管法人が指定都市又は中核市において施設等を経営している場合における施設等監査にあつては、法人監査を行う道府県と十分連携を行い実施すること。

- (3) 監査を行う施設等が衛生部（局）等の他部（局）の監督下にある場合には、当該部（局）との緊密な連携の保持に配慮されたいこと。

- (4) 3 (2)～(4)、及び(6)～(8)については、3 (2)の外部監査を活用した場合を除き、施設等監査についても同様の取扱いとされたいこと。

#### 5 指導監督上の留意事項について

- (1) 法人の役員等  
ア 法人の理事会はその運営の適否を左右する最も重要な

機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、議決事項について実質的な審議が行われるよう指導の徹底を図られたいこと。

イ 法人の公共性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の役員の選任に際し、各役員について親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任しないよう指導の徹底を図られたいこと。

ウ 法人の監事は監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条に定める職務を行うに当たってその独立性が確保されるよう指導の徹底を図られたいこと。

## (2) 施設整備関係

ア 無理な資金計画が不祥事案につながるケースが多いので、施設整備計画を認める際に十分に審査を行うことはもとより、整備後においても資金計画の履行状況を常に把握し、不十分な点がある場合には、改善されるまで施設設置の認可を保留するなどその都度強力な指導を行われたいこと。

特に寄附金に係る資金計画については、その履行状況を十分点検する必要があること。また、指定寄附金の適正な審査が行われるよう、各都道府県共同募金会に対し必要な指導及び協力を行われたいこと。

イ 建設業者からのリポートや二重契約は絶対に避けなければならないことはいうまでもない。したがって、施設建設工事に係る契約手続については、都道府県等が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うとともに、あらかじめ都道府県等に入札参加者を届け出るよう指導し、届出のあった業者について工事実績等に不適切な点があれば法人に適切な助言を行われたいこと。

なお、社会福祉施設の整備を行う法人が、国庫補助事

機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、議決事項について実質的な審議が行われるよう指導の徹底を図られたいこと。

イ 法人の公共性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の役員の選任に際し、各役員について親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任しないよう指導の徹底を図られたいこと。

ウ 法人の監事は監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条に定める職務を行うに当たってその独立性が確保されるよう指導の徹底を図られたいこと。

## (2) 施設整備関係

ア 無理な資金計画が不祥事案につながるケースが多いので、施設整備計画を認める際に十分に審査を行うことはもとより、整備後においても資金計画の履行状況を常に把握し、不十分な点がある場合には、改善されるまで施設設置の認可を保留するなどその都度強力な指導を行われたいこと。

特に寄附金に係る資金計画については、その履行状況を十分点検する必要があること。また、指定寄附金の適正な審査が行われるよう、各都道府県共同募金会に対し必要な指導及び協力を行われたいこと。

イ 建設業者からのリポートや二重契約は絶対に避けなければならないことはいうまでもない。したがって、施設建設工事に係る契約手続については、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うとともに、あらかじめ都道府県市に入札参加者を届け出るよう指導し、届出のあった業者について工事実績等に不適切な点があれば法人に適切な助言を行われたいこと。

なお、社会福祉施設の整備を行う法人が、国庫補助事